

前金払	部分払
無	一回

令和4年度
水一水施第2-5号

白山八対野ポンプ場低区配水流量計取替修繕

設 計 書

修繕仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び監督員の指示による。

津市上下水道事業局
一志事業所

位 置 図

令和4年度水一水施第2－5号
白山八対野ポンプ場
低区配水流量計取替修繕



内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本修繕費								
	機器費			1	式	—		1号明細表のとおり
	計 (機器費)							
		直接修繕費						
		材料費	1	式	—			2号明細表のとおり
		労務費	1	式	—			3号明細表のとおり
		直接経費	1	式	—			
		計 (直接修繕費)						
		間接修繕費						
		共通仮設費	1	式	—			
		現場管理費	1	式	—			
		据付間接費 (技術者)	1	式	—			
		据付間接費 (機器)	1	式	—			
		計 (間接修繕費)						
	修繕原価							
	一般管理費等			1	式	—		

内訳表

1 号 明 細 表

2 号 明 細 表

3 号 明 細 表

令和4年度 水一水施第2－5号

白山八対野ポンプ場低区配水流量計取替修繕

仕様書

津市上下水道事業局 一志事業所

第1章 一般仕様

1. 適用範囲

この仕様書は、津市上下水道事業局の発注する次の工事（「修繕」の場合は、「工事」を「修繕」に読み替える）に適用する。

- 1) 工事名 令和4年度水一水施第2-5号 白山八対野ポンプ場低区配水流量計取替修繕
- 2) 工事場所 津市白山町八対野地内

2. 仕様書の優先順位

仕様書の優先順位は次のとおりとする。なお、本仕様書並びに他の設計図書に記載のない事項については、発注者の監督員の指示による。

- 1) 本仕様書
- 2) その他公的仕様書

3. 関係法令等の遵守

- 1) 受注者は、建設工事請負契約書、建設業法、騒音規正法、労働基準法等その他の関係法令並びに関係官公署の許可条件を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。
- 2) 工事中、受注者の不注意またはそれに類する原因により、作業員が負傷した場合、その責任は受注者が負うものとする。

4. 適用法令

- 1) 建設業法
- 2) 水道法
- 3) 消防法
- 4) 計量法
- 5) 労働基準法
- 6) 労働安全衛生法
- 7) 建築基準法
- 8) 三重県公共工事共通仕様書
- 9) 廃棄物処理及び清掃に関する法律
- 10) 電気事業法
- 11) 電気用品安全法
- 12) 内線規程
- 13) 電気規格調査会規格 (JEC)
- 14) 日本電機工業会標準規格 (JEM)

- 15) 日本電線工業会標準規格 (JCS)
- 16) 日本電池工業会規格 (SBA)
- 17) 日本照明工業会規格 (JIL)
- 18) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 19) 日本産業規格 (JIS)
- 20) 日本水道協会発行水道工事標準仕様書 (JWWA)
- 21) 上記に記載なきものは、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房庁営繕部）、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房庁営繕部）による。
- 22) その他関係法令、条例、規格等

5. 打ち合わせ

本工事等の受注契約締結後、すみやかに受注者は、発注者の監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

6. 承諾図書

受注者は、すみやかに機器の製作及び工事の施工に必要な図面等を作成し、発注者の監督員の承諾を受け、その後に着手すること。

7. 部分下請負通知書に関する事項

受注者は、工事の一部において下請負させる場合は、部分下請負通知書を発注者の監督員に提出するものとする。なお、下請負業者(再下請負を含む)との契約書の写し、下請負業者(再下請負を含む)の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。

8. 施工体制台帳等に関する事項

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを発注者の監督員に提出すること。

9. 写真管理

1) 写真の分類

(1) 工事完成写真帳

工事の主要部について、同位置から施工前・施工中・完成の3種類を撮影し、A4縦用紙に、上(施工前)・中(施工中)・下(完成)の順に配する。

- (2) 工事施工写真
 - ① 機器製作写真
 - ② 現場施工写真
 - ③ 材料検収写真
 - ④ 品質管理写真
 - ⑤ 出来形管理写真

- (3) 工場検査写真
- (4) 安全管理写真

2) 写真の撮影基準

- (1) 提出写真はカラーのサービスサイズとし、不可視になる部分は特に注意して撮影すること。
また、デジタルカメラ使用の場合は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」に基づいて行うものとする。
- (2) 写真には、下記の項目を記載した小黒板を被写体とともに写し込むこと。
 - ① 工事名
 - ② 発注者名（津市上下水道事業管理者）
 - ③ 施工部名
 - ④ 施工内容（工種・機材名、寸法、使用機械の能力等）
 - ⑤ 受注者名

10. 提出書類

下記の書類を提出するものとする。書類サイズはA4とする。

- 1) 工事着手時に提出するもの（契約日から7日以内）
 - (1) 工事着手届 1部
 - (2) 工程表 1部
 - (3) 現場代理人及び主任（監理）技術者選任届 1部
 - (4) 工事カルテ登録内容確認書（500万円以上） 1部
 - (5) 環境管理に係る配慮事項確認書（750万円以上） 1部
 - (6) 「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」に基づく計画書、実施書等（必要な場合） 1部
 - (7) 建設業退職金共済掛金収納書（必要な場合） 1部
- 2) 工期内の適時に提出するもの
 - (1) 打ち合わせ議事録（工事打合簿） 2部
 - (2) 施工計画書 2部
 - (3) 施工体制台帳の写し（必要な場合） 2部
 - (4) 部分下請負通知書（必要な場合） 2部
 - (5) 承諾図書 2部

(6) 段階確認書（随时）	2部
(7) 機材確認調書（材料確認調書）	2部
(8) 使用材料調書	2部
(9) 工事履行状況報告書（翌月4日以内）（必要な場合）	2部
(10) 諸官庁届出書	必要部数
(11) 工事検査要求書（必要な場合）	2部
(12) 社内検査成績表	2部
(13) 安全教育・研修・訓練報告書	2部
(14) 危険予知活動記録書	2部
(15) その他必要な書類	必要部数
3) 竣工時に提出するもの	
(1) 完成報告書	2部
(2) 施工監理記録	1部
(3) 工事写真帳（電子媒体共）	1部
(4) 工事完成写真帳	2部
(5) 完成図書 製本(金文字・黒表紙) 電子データー	3部 1部
(6) その他必要な書類	必要部数

11. 軽微な変更

軽微な変更については、発注者の監督員の指示によるものとする。

本仕様書及び図面に記載していないものでも、設備の機能、保安及び法規上必要なものはすべて受注者の負担で完備するものとする。

12. 機器等の保管

工事完了までの機器等の保管・保護は受注者の責任とする。なお、保管場所については、発注者の監督員の指示によること。

13. 既設工作物の損傷

工事の施工において、既設の建築物・その他に損傷を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原形に復旧すること。

14. 環境への配慮

発注者は環境負荷の低減に努力しているので、工事の施工にあたっては、この取り組みに従い環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。

15. 排出ガス対策型建設機械の使用

本工事において、仕様書に明示する建設機械は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書(三重県公共工事共通仕様書 1-1-5施工計画書(4) 指定機械)の中で、(1) 機種、(2) メーカー名、(3) 型式、(4) 台数等を記載するものとする。なお、排出ガス対策型機械を使用しない場合は、設計変更の対象とする。ただし、機械損料に差額のない機種については、この限りではない。

16. 産業廃棄物の処理

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度に課税対象となった場合には、翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、当該工事の発注者に対して支払い請求を行うものとする。

17. 衛生管理

工事箇所の衛生管理には十分に注意すること。また、油脂や薬剤等飲料水に不適なものは取扱に注意すること。なお、池内及びその上部では油脂類は使用しないこと。周囲で使用する場合は内部に流入しないように十分注意すること。

18. 交通誘導警備員の配置

受注者は、工事期間中の安全管理のために必要に応じて交通誘導警備員を配置させ、安全対策について万全を期すること。

19. 試験及び検査

- 1) 工場検査の試験事項は、立会日の10日以前に書類により提出すること。また、公的機関やこれに準ずる機関の証明書等によって成績が確認できる場合は、発注者の監督員の指示により省略することができる。
- 2) 工場検査の結果は、写真等を添付し、迅速に書類にて発注者の監督員に報告すること。
- 3) 試験検査に必要な計器等は、受注者で準備するものとする。

20. 竣工

- 1) 施設等の引き渡し

本工事で施工した設備、機器、施設等の引き渡しは、関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。

2) 技術指導

完成施設等の使用に先立ち、各機器の操作技術について講習会等を実施し、必要な資料を提出すること。

3) 保証

保証期間は、完成検査合格後(引き渡しの日より)2年間とし、その間に受注者の責任に帰する不良個所が発生した場合は、早急に無償で手直しし、または、新品に取替えるものとする。

保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

4) 予備品

施設等の維持に必要な予備品を必要量つけること。

21. 前金支払い

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払保証事業に関する法律に規程する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めた時は契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

22. 疑義

- 1) 本仕様及び添付図面等の内容について不明な点がある場合は、発注者の監督員の説明を受けること。
- 2) その他の疑義についても、すべて発注者の監督員の指示によるものとする。

第2章 特記仕様

第1節 修繕の概要

本修繕は、白山八対野ポンプ場に設置してある低区配水流量計設備の更新を行うものである。

修繕内容

- 1 白山対野ポンプ場低区配水流量計の更新。
- 2 既設電気及び計装設備との信号受け渡し、取合い。
- 3 上記、機器の更新に伴う電気計装設備、関連機器の製作・据付け（既設機器の撤去及び電源・制御線接続替え共）、試運転調整までを行う。
※ 取合いの軽微な作業範囲は、修繕打合せによる。

第2節 機器の仕様

1 配水流量計

形 式	式：2線式電磁流量計（ウェハタイプ）	1台
設 置 場 所	配水管（10K 80A）	
測 定 対 象	測定流体	上水道
	流体温度	標準 -10～60°C
出 力	DC 4～20mA (パルス)	
構 成	検出器	1台
	接続ケーブル	10m
	パッキン	1組
	その他必需品	1式
既 設 設 備	愛知時計製	TAV80

- 2 試運転調整 設備更新に伴い遠方監視設備の信号の接続確認を行う。

第3節 材料

ジョイントパッキン	100A	2個
-----------	------	----

第4節 修繕概要

1 据付工

- (1) 機器の据付にあたっては、十分な経験と技術を習得した専門技術者を配置し、その機能の性能や機能を損なうことのないよう、十分注意して行わなければならない。

(2) 機器の据付配管にあたっては、取付寸法が異なる場合は、調整用短管も含むものとする。

2 電気配線

- (1) 電気配線にあたっては、保守管理上危険性のないよう配慮して修繕すること。
- (2) 動力配線、制御配線等のケーブル線は各種類ごとに順序よく整理して配線し、端末処理を完全にし、線路要所にはケーブル行先札等を設置すること。
また、動力線の色順位は国土交通省仕様とする。

3 試運転調整

- (1) 機器の現場据付後、当市の定める期間内に受注者は各機器について専門の熟知した技術者を派遣し、機器の調整試運転を行ない下記の成績書を提出すること。
 - (a) 各機器の絶縁抵抗測定値
 - (b) その他監督員が指示したもの
- (2) 設備更新に伴い遠方監視設備の接続確認を行うこと。
- (3) 試運転終了後、市監督員に各機器の機能および取扱操作方法の説明を行うこと。

第5節 修繕の留意事項

- (1) 本修繕は、本施設の通常の施設運用を継続しながらの施工となるため、市の監督員と綿密な打ち合わせを行い、施設の運転に支障が無きよう留意するものとし、必要に応じて仮設処置を講じるものとする。
- (2) 施工計画に基づき、作業の安全と確実性を図ること。
- (3) 原則として、土、日曜日、祝日等は休工とする。
- (4) 現場施工期間中においては周辺環境に配慮し、修繕場所に、修繕名、工期、発注者、受注者、連絡先等を記載した掲示を行うこと。
- (5) 残材については、請負者において、法令等に基づいた適正な処分を行うものとする。
- (6) 水道法施工規則第16条による健康診断の結果（検便、赤痢・チフス菌・パラチフス菌・サルモネラ菌・O157）を提出すること。

（共通編）特記住様書

(注)上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事などのとする。

津市上下水道事業局
令和4年7月

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
用地・補償関係	事業損失	<p><input type="checkbox"/> 設計書に明示した箇所の事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 受注者は施工前に現地を確認し、官民若しくは市民の境界を示すもの（杭、鉢、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 受注者の責において境界杭等が破損、亡失した場合は、受注者の責任において工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。</p>
	民地の保全	<p><input type="checkbox"/> 受注者は施工前に現地を確認し、官民若しくは市民の境界を示すもの（杭、鉢、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。</p>
安全対策	工事中の安全確保	<p><input type="checkbox"/> 受注者は、施工箇所が通学路であった場合は、監督員と協議を行った上で、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事施工時は地山掘削・床掘等の際に既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> また、施工時に影響が及ぶ可能性があると考えられる場合には、事前調査を行い、写真を撮っておくなど適切な処置を講じるものとする。</p> <p><input type="checkbox"/>)について、施工日の即日開放を原則とする。</p> <p><input type="checkbox"/>)について、事前に（警察署）と立会を行い、確認後、施工を行うものとする。</p>
	工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮説装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所は即日補修を行うものとする。	<p><input type="checkbox"/> 現場において設置する保安施設や仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理について実施・整理し、監督員が求めた際には提示すること。</p>
	交通安全管理	<p><input type="checkbox"/> 工事の施工に伴つて、工事車両の出入口及び交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとし、設計図書に基づき事前に監督員と協議を行うものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）または、有資格者の配置ができない場合は監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 受注者は、交通誘導警備員を配置する際は、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書（写し）を監督員に提出すること。また、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする）。</p>

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事などを明示する。
変更が生じた場合は、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年7月

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	<p><input checked="" type="checkbox"/> 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び入家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または壩過施設を通して放流するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬にについては産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物處理及清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。</p>
資料作成	提出書類	<p><input checked="" type="checkbox"/> 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起點及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。様式については津市ホームページに掲載のものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。 なお、提出の際は使用材料一覧表に使用する材料を記載し、インデックス等で整理して材料の品質証明書を添付するものとする。 ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。</p>
	部分下請負通知書	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。な お、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。</p>
支払いに関する事項	前金支払いに関する事項	<p><input checked="" type="checkbox"/> 請負代金の額が130万円以内で、かつ当該支出手取の範囲内で前払いするものとする。</p>

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事などあるので明示する。
変更が生じた場合は、受注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年7月

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
その他	名札	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、三重県公共工事共通仕様書「[1-1]-10 施工体制台帳」に基づき、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。</p> <p><名札の例></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 主任・監理技術者 氏名 ○○○○ 工事名 ○○○○工事 工期 自○○年○○月○○日 会社 ○○建設株式会社 <input type="checkbox"/> 印 写真 2cm×3cm 程度 </div> <p>注 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注 2) 所属会社の社印とする。</p>
	部分使用	<p><input type="checkbox"/> 部分使用箇所（ <input type="checkbox"/> 部分使用時期（ <input type="checkbox"/> 部分使用目的（ </p>
	部分引渡し	<p><input type="checkbox"/> 部分引渡し指定部分（ 別途説明書に記載 <input type="checkbox"/> 部分引渡し時期（ </p>
	巡回	<input checked="" type="checkbox"/> 当工事（修繕）は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等を行う現場パトロールを行うことがある。
	その他	<input type="checkbox"/>

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事などなるので明示する。
 変更が生じた場合は、及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工事調整が必要あり <input type="checkbox"/> 別途工事名： <input type="checkbox"/> 施工時間及び施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 工期 <input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 <input type="checkbox"/> 占用物件との工事調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）)	<input type="checkbox"/> 調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 制限する工種名（ <input type="checkbox"/> 施工方法（ ）) <input type="checkbox"/> 工期は、繰り返しが完了後、（ 年 月 日) までに変更します。 <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ ） <input type="checkbox"/> 占用物件名（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> その他（ ）
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 未処理箇所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 完了見込み時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月頃 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード（ <input type="checkbox"/> 公有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ <input type="checkbox"/> 仮設ヤードから運搬距離（ L = km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 制限項目（ <input type="checkbox"/> 驚音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 施工方法等（ <input type="checkbox"/> 指定工法名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 施工時期（ <input type="checkbox"/> 調査項目（ <input type="checkbox"/> 驚音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 調査方法（ <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 ② 受注者は、工事着手前に配慮する（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する場合も変更の対象とする。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人數が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> 概算人數による算出 <input type="checkbox"/> 概算延べ人數：交通誘導警備員 A が配置できない場合も変更の対象とする。 <input type="checkbox"/> 人 A : 人 B : 人 <input type="checkbox"/> (注：交通誘導警備員 A が配置できない場合も変更の対象とする。なお、延べ配置人員の算出は、工事着手前に配慮する（配置人員、期間等）を作成し、それは、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、工事が定める作業日当たり標準作業量等を用いて算出するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人數の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数 <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置（ <input type="checkbox"/> 人) (うち交通誘導警備員 A (人)) <input type="checkbox"/> (注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員 A が配置できない場合は変更の対象とする。) <input type="checkbox"/> 配置人員数（ 人) (うち交通誘導警備員 A (人)) <input type="checkbox"/> (注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員 A が配置できない場合は変更の対象とする。) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置時間（ ） <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間（ ） <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員配置の対象工種（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設（□鉄道 □電気 □電話 □水道 □ガス □その他（ ）） <input type="checkbox"/> 近接施設（□擁壁（ ） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 工法制限あり	<input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ）） □保安要員の配置（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ））
	<input type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則）	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一連の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 □設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定期設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行ふ旨を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	<input type="checkbox"/> 事故速報の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ）） □使用中及び使用後の措置（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ）） □用地及び構造（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ）） □安全施設（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ））
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ）） □転用あり（ ） □兼用あり（ ） □その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 水替工（締切排水工）	<input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし □施工条件の指定あり ①水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする 概算延べ水替日数： ②受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。 ③工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を行い、計画を変更するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を説明する旨をもつて協議すること。 ④施工日当たり標準作業量等を用いて作成する。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ⑤水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ）） □施工方法（ ） □その他（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
建設発生土・産業廃棄物関係	□建設発生土受入地の指定あり □建設発生土受入地未定	□受入地の条件（□別途図面 □受入料金あり □運搬距離（L= km） □受入料金なし □別途協議 □その他（ ）） □産業廃棄物の処理条件あり
		□受入地未定につき別途協議する。（□暫定運搬距離L= km、□その他（ ）） □産業廃棄物の種類（□コン塊 □アス塊 □木材 □汚泥 □その他（ ）） □産業廃棄物の処分地（□再生処分場（ ） □最終処分場（ ） □別添図書（ ） □その他（ ） □別途協議（ ）） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 □処分場の受入条件（ ）
		□舗装切斷時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切斷時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する効果的な機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。適正に処理及び清掃に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のためには必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 □舗装切斷時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること（ ）
工事支障物件	□工事支障物件あり □その他	□その他（残土（ ）） □支障物件名（□鉄道 □電気 □電話 □水道 □ガス □有線 □その他（ ）） □移設時期（□令和 年 月 曜日 □別途協議） □防護（ ） □その他（ ）
薬液注入関係	□薬液注入工法等の指定あり □提出書類あり □注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 □その他（ ）	□設計条件（ ） □工法区分（ ） □材料種類（ ） □施工範囲（ ） □削孔数量（ ） □注入量（ ） □その他（ ） □工法関係（ ） □その他（ ）
再生材使用関係	□再生材使用の指定あり □認定製品の使用について □その他（ ）	□再生材の種類（□再生A.sコン □再生路盤材 □再生クラッシャーラン □道路用盛土材 □再生コン砂（ ） □別途協議（ ）） □再生材が使用出来ない場合の措置（□新材に変更 □その他（ ） □別途協議（ ）） □六面クロム溶出試験あり（環境告示第16号溶出試験） □三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について （認定製品の品名：□盛土材 □埋戻し材 □サンドクックション材 □上層路盤材 □コンクリート二次製品 □グレーチング □その他（ ）） □下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める □認定製品の品名：□間伐材製工事用バリケード・看板・標示板（ ） □その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目		明示事項		条件及び内容	
その他		<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり <input type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり		<input type="checkbox"/> 保管場所（ 品名（ 支給品名（ ））） <input type="checkbox"/> 数量（ 年月日） <input type="checkbox"/> 時期（令和 年月日） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ 引渡場所（ ）） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ 数量（ ）） <input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事 <input type="checkbox"/> その他（ ））	
その他				<input type="checkbox"/> 保管場所（ 品名（ 支給品名（ ））） <input type="checkbox"/> 数量（ 年月日） <input type="checkbox"/> 時期（令和 年月日） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ 引渡場所（ ）） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ 数量（ ）） <input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事 <input type="checkbox"/> その他（ ））	
適用条件		<input type="checkbox"/> 適用条件		<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む）（最新改定：令和4年7月1日） <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書「書面」とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印により」と、第26項「書面」とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印し、情報共有する。ただし、情報共有がなく、ても有効とする。「とあるのは「書面」とは、「書面」とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものと有効とする。」と認めたとき、署名または押印がなく、ても有効とする。	
監修				<input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）」を適用 <input type="checkbox"/> 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）（一部改正：令和2年4月）を参考とする。 <input type="checkbox"/> 支援技術者	
施工				<p>1. 本工事は現場における理場技術業務を「<u>例示一（公則）三重県建設技術センター</u>」に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検査を行う際は、その業務は、協力しなければならない。また、書類（施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に際しては、監督員ではなく、支援技術者は、説明を求められなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではないものである。</p> <p>2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があつたものとみなす。</p> <p>3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。</p> <p>4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。</p>	
報告				<input type="checkbox"/> 電子メールを活用した情報共有を行う場合は、工事打合せ簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。 <input type="checkbox"/> デジタル工事写真的電子小黒板を使用する場合は、工事打合せ簿にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真的墨ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書（三重県）に準拠すること	
その他				<input type="checkbox"/> □その他（ ）)	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受けは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする明示事項に変更が生じた場合及び明示されていらない制約等が発生したことを示す。明示事項とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする旨除協議事項とは、

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
監督の区分 〔共通仕様書〕 〔第3編3-1-1~4 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)〕	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。) <input type="checkbox"/> 重点監督	【注】全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。 □全ての工種に適用する。 □対象工種（ ※これ以外は、一般監督とする。）
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象	□工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 □電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input checked="" type="checkbox"/> （ <input type="checkbox"/> 1部）とする。 □三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和4年7月改訂）を適用
地質調査の電子成果品等	<input type="checkbox"/> 地盤情報データベースの登録の必要あり	□検定及び登録機関（一般財團法人国土土地盤情報センター（ https://ngic.or.jp/ ）） □検定料金の計上（ <input type="checkbox"/> A検定 <input checked="" type="checkbox"/> B検定） (注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。)
産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物税 コリンズ 作成・登録	□本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていなければなりません。また、受注者が課税対象となつた場合には完年度の翌年度の翌月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の登録者に對して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。 □三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 □三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムのデータ更新を行うこと。
建設副産物・建設発生土情報交換システム	<input type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	□本工事における下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。 □本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 □本工事における下請契約を締結する場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することに配慮すること。
下請関係 下請企業 次数制限	<input type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	□下請契約が必要となる場合は、市内本店事業者から借り入れするよう配慮することに配慮すること。
特例監理技術者の設置	<input type="checkbox"/> 特例監理技術者の設置	□本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する
配慮依頼事項	<input type="checkbox"/> 下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用 <input type="checkbox"/> 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用 <input type="checkbox"/> 建設機械、機器等の借入れ <input type="checkbox"/> 使用者等の使用者等の借入れ <input type="checkbox"/> 使用者等における、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るために必要な事項を定める。	□下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮すること。 □資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することに配慮すること。 □建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借り入れすることに配慮すること。 □業務執行する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るために必要な事項を定める。 1 受注者の義務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使關係を構築するとともに、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立案へ検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。
津市公契約条例	<input type="checkbox"/> 津市公契約条例	（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事項となるので明示する 明示事項に変更が生じた場合及び内容の変更が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする

施工条件明示一覧表

明示項目	明示事項	条件件及び内部内容
津市公契約条例		<p>2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を探ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対応して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。</p> <p>□ 津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があった場合は、契約機関への通報、指名停止、要り解除及び違約金収取について異議はありません。</p> <p>1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し関係機関からは正勧告等があつた場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。</p> <p>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 劳働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたこと理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 劳働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 劳働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。</p> <p>□ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてではなくない。 受注者は、施工体制台帳、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、登注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。</p> <p>□ 法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等に努めること。 また、二次下請以降に同様に標準見積書の活用等に努めること。 (津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照)</p> <p>□ 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。</p> <p>1 受注者の義務 (1) 契約の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するとともに所管の警察署に通報し搜査上必要な協力をを行うこと。 (5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者にてその内容を報告すること。 (6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となつたときは、発注者に契約金の延長を求めることがができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 (1) 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。 (2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>3 契約等の解除 (1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
□ 労働環境の確保に係る誓約事項		
□ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)		
□ 法定福利費の負担		
□ 暴力団等の不当介入の排除等の不當介入		

（注）上記受託事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受けたときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする
明示事項に変更が生じた場合及び明示された制約等が発生したときは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする
別途協議とし、

津市上下水道事業局
令和4年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	<input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。</p> <p>1 工事の円滑な施工確保を図る觀点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症については、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」）と、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底すること。</p> <p>3 感染拡大防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行って。</p> <p>5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 なお、感染症であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行ふ場合である。</p> <p>6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるとときは、進行工事請負契約款第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとします。この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とするものとします。</p>
ワンドーレスボン	<input type="checkbox"/> ワンドーレスボンスの実施	<p>この工事は、ワンドーレスボンス実施対象工事である。</p> <p>「ワンドーレスボンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。</p> <p>ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答をその日の「うち」にすることとする。</p> <p>なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を備えた提案を含むものとする。</p> <p>2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理办法について、監督員協議をおこなうこと。</p> <p>3 受注者は三重県公共工事共通仕様書「1－1－3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施すること。</p> <p>4 受注者は工事施工中ににおいて、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。</p> <p>5 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	件及び内容
建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて	建設業退職金共済制度について下記のとおりとする。	1 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めることにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。
契約締結時の提出書類	建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。 1 工事における事務手続きは、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛け金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約書の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職金ボイントを購入する労働者は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトで発行された掛け金収納書（電子申請方式）について、調達契約書を購入しない場合は「建設業退職金共済制度が適用する理由により、証紙を購入しないこと」。自社で退職金制度がある等の理由により、証紙を購入しないこと。	2 契約締結時の提出書類 工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトで発行された掛け金収納書（電子申請方式）について、調達契約書を受けた後、工事担当課へ提出すること。
共済証紙購入額	工事における共済証紙購入額は、「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人數や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいですが、これにより難い場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1・7以上を目途とすること。	3 共済証紙購入額 掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人數や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいですが、これにより難い場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1・7以上を目途とすること。
共済証紙等の管理	工事完成後、速やかに「掛け金並当実績総括表」を作成し、工事担当課へ提示してください。この時、掛け金並当日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認してください。また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他開通書類の提示を求める場合がある。	4 共済証紙等の管理 購入した共済証紙については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。
工事完成後の提示書類	工事完成後、速やかに「掛け金並当実績総括表」を作成し、工事担当課へ提示してください。この時、掛け金並当日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認してください。また、事務手続きの履行状況等を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他開通書類の提示を求める場合がある。	5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに「掛け金並当実績総括表」を作成し、工事担当課へ提示してください。この時、掛け金並当日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認してください。また、事務手続きの履行状況等を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他開通書類の提示を求める場合がある。
建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステム（以下、CCUSといふ。）に事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUSの活用により対象労働者の就労状況等を把握し、就業履歴と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。	6 建設キャリアアップシステムの活用 建設キャリアアップシステム（以下、CCUSといふ。）に事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUSの活用により対象労働者の就労状況等を把握し、就業履歴と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。
本工事の地元調整について	本工事の地元調整については下記のとおり行うものとする。 1 趣旨 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工に於り、地域住民との間に紛争が生めなければならぬ」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同議があるよう誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生しました。このことから、本特記仕様書において、工事説明進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。	1 趣旨 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工に於り、地域住民との間に紛争が生めなければならぬ」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同議があるよう誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生しました。このことから、本特記仕様書において、工事説明進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。
2 受注者の責務	(1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関するることは、発注者の責務とする。 (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。	2 受注者の責務 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合など利害關係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使を蒙り、又は社会常識を逸脱した手段により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 エ 粗野又は乱暴な言動により特定の者を採用するよう要求する行為 オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為 カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為
3 定義	(1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合など利害關係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使を蒙り、又は社会常識を逸脱した手段により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 エ 粗野又は乱暴な言動により特定の者を採用するよう要求する行為 オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為 カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為	3 定義 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合など利害關係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使を蒙り、又は社会常識を逸脱した手段により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 エ 粗野又は乱暴な言動により特定の者を採用するよう要求する行為 オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為 カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
	(3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいふ	<p>4 工事説明の進め方</p> <p>(1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、車両名、工事場所、工期及び受注者に周知を行ふ。</p> <p>(2) 受注者は、受注後に工事施工に依頼して、発注者との間で工事施工に関することを、その上で工事施工に周知を行うこととする。</p> <p>(3) 受注者は、工事方法など工事対応できない説明をすることを、地元代表者等には、発注者が同行するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事現場の説明性の向上を図るものとする。</p> <p>(5) 受注者の説明により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者が工事を進めるものとする。</p> <p>(6) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応したものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応にあたるものとする。</p> <p>(7) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。</p>
その他	□その他	<p>5 不当要求行為等</p> <p>(1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号の2項に規定する部次長、同条第2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する所長とともに、下請負人等へ各戸配布により周知する。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ報告することも、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターから発注担当部次長等へ報告するものとする。</p> <p>(2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報を行うものとする。</p> <p>(3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事實を記録しておかなければならない。</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする